

下記に該当する方 該当書類を提出（優先順位に関わります）

場合	提出物（いずれかの写し世帯で1枚 兄弟は写しを添付）	
入所を希望する児童が認可外保育施設や、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業を利用している場合	児童を預けている施設が発行する契約書、もしくは直近前2か月の利用領収書など	優先順位に係ります。
生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合	離職証明書、離職票、失業給付金の受給証等の離職日が確認できる書類の写し	
自営業の場合で、常時危険物（大型機械、劇薬、火気、刃物等）を取り扱っている	危険物取扱者免状の写し、工場写真など	

ひとり親世帯並びに在宅障がい児（者）が同居している世帯、多子世帯の方の提出書類

利用者負担額（0.1.2 歳児の保育料）は、保護者の方（家計の主宰者）の市民税の合計金額により決定しますが、ひとり親世帯であるか、在宅障がい児（者）が同居している世帯であるか、または多子世帯であると認められた場合には、市民税の状況によっては利用者負担額が軽減されます。下記の表をご覧ください、必要書類をご提出ください。ご提出が無い場合、利用者負担額を軽減することができませんのでご注意願います。

世帯の区分	提出物（いずれかの写し世帯で1枚 兄弟は写しを添付）	
ひとり親世帯	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書（最新のもの） <input type="checkbox"/> 母子家庭等医療費助成金受給者証（最新のもの） <input type="checkbox"/> 戸籍謄本	いずれかの写し
在宅障がい児（者）が同居している世帯	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障がい者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当支給対象児であることがわかるもの <input type="checkbox"/> 国民年金の障がい基礎年金の受給者であることがわかるもの ※いずれも有効期限内のもの	いずれかの写し
多子世帯	<input type="checkbox"/> 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼保育利用申込書（世帯の状況欄に世帯全員の氏名及び就学先などの記載があること）	